

# 米子工業高等専門学校留学規則

## (趣旨)

**第1条** この規則は、米子工業高等専門学校学則第30条第4項の規定に基づき、米子工業高等専門学校（以下「本校」という。）の学生の外国の高等学校又は大学（以下「外国の学校」という。）への留学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (留学許可)

**第2条** 校長は、次の各号に掲げる要件を満たしている場合において、これを許可することができる。

- (1) 留学先の外国の学校が、正規の教育機関であり体系的な教育課程を有していること。
- (2) 前号の外国の学校に在籍することを許可されていること。
- (3) 留学の目的が当該学生にとって教育上有益であると認められること。

## (留学許可手続)

**第3条** 留学を希望する学生は、学級担任及び総合工学科長、所属の部門長又は専攻科における特別研究を指導する教員及び専攻科長（以下「学級担任等」という。）を経て、原則として留学しようとする日の3箇月前までに留学願（別紙様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて校長に願い出なければならない。

- (1) 留学先の外国の学校の沿革、規模、教育方針及び教育課程等が記載されている書類
- (2) 前号に定める外国の学校への在学許可を証明する書類
- (3) その他校長が必要と認める書類

## (留学期間等)

**第4条** 当該学生の留学期間は、10箇月以上1年以内とする。ただし、留学期間中において、やむを得ない事情があると認められるときは、留学期間の短縮又は延長（1年以内に限る。）を許可することがある。

- 2 留学期間を短縮又は延長しようとするときは、学級担任等を経て、留学期間変更願（別紙様式第2号）を校長に提出し、その許可を得なければならない。
- 3 前2項による留学の期間は、本校の修業年限に含めるものとする。

## (終了報告)

**第5条** 当該学生は、留学期間が終了したときは、留学終了報告書（別紙様式第3号）、外国の学校の長が発行した単位修得証明書、成績証明書及び出席状況証明書等を速やかに所属の学級担任等を経て校長に提出しなければならない。

## (単位修得認定及び評価)

**第6条** 留学期間中の単位の修得認定は、個々の科目については行わず、教務委員会が前条で提出された単位修得証明書、成績証明書及び出席状況証明書等に基づき良好に学習をしたと認める場合には、30単位を超えない範囲で一括認定し、評価は行わない。

- 2 第4条第2項の規定に基づき留学期間の短縮を許可された場合において、当該留学期間が10箇月に満たなくなるときは、原則として前項の単位の認定は行わないものとする。

## (課程修了の認定)

**第7条** 復帰の際の学年については、認定会議に付し校長が認定する。

**(留学取消し)**

**第8条** 校長は、当該学生が次の各号の一に該当する場合は、当該外国の学校の長と協議の上、留学の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の見込みがないと認められるとき。
- (2) 当該外国の学校の規則等に違反し、留学の取り消しを求められたとき。
- (3) その他留学の目的に著しく反する行為があると認められたとき。

**(雑則)**

**第9条** この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年4月1日規則第54号)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 米子工業高等専門学校留学規則(平成8年規則第13号)は廃止する。

附 則 (平成25年4月1日規則第44号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年5月10日規則第15号)

この規則は、平成29年5月10日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日規則第47号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。